

契約職員及び嘱託職員の育児・介護休業等に関する規程

平成27年4月1日施行

平成29年1月1日変更

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、契約職員就業規則第5条及び嘱託職員就業規則第5条に基づき、契約職員及び嘱託職員の育児・介護休業、子の看護休暇、介護休暇、育児・介護のための所定外労働の免除、育児・介護のための時間外労働及び深夜業の制限並びに所定労働時間の短縮措置等に関する取扱いについて定めることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規程は、契約職員及び嘱託職員に適用する。

第2章 育児休業

(育児休業の対象者)

第3条 育児のために休業することを希望する職員で、1歳に満たない子と同居し、養育する者は、次の各号のいずれにも該当する場合に限り、この規程の定めるところにより、育児休業をすることができる。

- 一 任用後1年以上であること
 - 二 子が1歳6ヶ月になる日までに労働契約期間が満了し、更新されないことが明らかでないこと
- 2 配偶者が職員と同じ日から又は職員より先に育児休業をしている場合、職員は、子が1歳2ヶ月に達するまでの間で、誕生日以後の産前・産後休業期間と育児休業期間との合計が1年を限度として、育児休業をすることができる。
- 3 次の各号のいずれにも該当する場合は、子が1歳6ヶ月に達するまでの間で必要な日数について育児休業をすることができる。なお、育児休業を開始しようとする日は、原則として子の1歳の誕生日に限るものとする。
- 一 職員又は配偶者が原則として子の1歳の誕生日の前日に育児休業をしていること
 - 二 次に掲げるいずれかの事情があること
 - イ 保育所に入所を希望しているが、入所できない場合
 - ロ 職員の配偶者であって育児休業の対象となる子の親であり、1歳以降育児にあたる予定であった者が、死亡、負傷、疾病等の事情により子を養育することが困難になった場合

(育児休業の請求)

第4条 育児休業を希望する職員は、当該育児休業に係る子が1歳に達する日までの範囲内において、育児休業をする予定の連続する期間の初日（以下「育児休業開始予定日」という。）及

び末日（以下「育児休業終了予定日」という。）を明らかにして、理事長に請求するものとする。

- 2 育児休業の請求は、原則として、育児休業開始予定日の1ヶ月前までに行うものとする。
- 3 育児休業の請求において、その事由を確認する必要がある場合は、育児休業の請求をした職員に対し、証明書類の提出を求めることがある。
- 4 育児休業の請求者は、当該請求をした後に請求に係る子が出生した場合には、その旨を遅滞なく理事長に報告しなければならない。

（請求の撤回）

第5条 育児休業の請求者は、育児休業開始予定日の前日までは当該請求を撤回することができる。

- 2 育児休業の請求を撤回した職員が、特別な事情により撤回した育児休業に係る子について再び育児休業を請求した場合は、その子について育児休業をすることができる。

（育児休業の期間の変更）

第6条 育児休業の請求者が、育児休業開始予定日の原則として1週間前までに申出た場合は、1回に限り育児休業開始予定日を変更することができる。

- 2 育児休業をしている職員が、育児休業終了予定日の原則として1週間前までに申出た場合は、1回に限り育児休業終了予定日を変更することができる。ただし、特別の事情があると認めた場合には、複数回にわたり育児休業終了予定日を変更することができる。

（育児休業の期間の延長）

第7条 育児休業をしている職員が原則として1ヶ月前までに申出た場合は、1回に限り育児休業の期間の延長を請求することができる。ただし、特別の事情がある場合は、この限りではない。

（育児休業の終了）

第8条 育児休業終了予定日とされる日の前日までに次の各号に掲げるいずれかの事情が生じた場合は、当該事象が生じた日に育児休業は終了する。

- 一 育児休業に係る子が死亡した場合
- 二 育児休業に係る子が当該職員の子でなくなった場合
- 三 当該職員が育児休業に係る子を養育しなくなった場合

- 2 育児休業をしている職員は、前項各号に掲げる事情が生じた場合には、遅滞なく申出なければならない。

第3章 介護休業

（介護休業の対象者）

第9条 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、2週間以上の期間にわたり常時介護を必要とする状態（以下「要介護状態」という。）にある家族を介護する者は、次の各号の

いずれにも該当する場合に限り、介護を必要とする家族1人につき、のべ93日間までの範囲内で3回を上限としてこの規程の定めるところにより、介護休業をすることができる。

- 一 任用後1年以上であること
 - 二 介護休業開始予定日から93日を経過する日から6ヶ月を経過する日までに労働契約期間が満了し、更新されないことが明らかでないこと
- 2 前項に定める家族とは、次の各号に掲げる者（以下「対象家族」という。）とする。
- 一 配偶者
 - 二 父母
 - 三 子
 - 四 配偶者の父母
 - 五 祖父母、兄弟姉妹又は孫
 - 六 前各号以外の家族で本機関が認めた者

（介護休業の請求）

- 第10条 介護休業を希望する職員は、対象家族が要介護状態にあることを明らかにし、介護休業を必要とする予定の連続する期間の初日（以下「介護休業開始予定日」という。）及び末日（以下「介護休業終了予定日」という。）を明らかにして、理事長に請求するものとする。
- 2 介護休業の請求は、原則として、介護休業開始予定日の2週間前までに行うものとする。
 - 3 介護休業の請求において、その事由を確認する必要がある場合は、介護休業の請求をした職員に対し、証明書類の提出を求めることがある。

（請求の撤回）

- 第11条 介護休業の請求者は、介護休業開始予定日の前日までは当該請求を撤回することができる。
- 2 介護休業の請求を撤回した職員が、撤回した介護休業に係る対象家族について再び介護休業を請求した場合は、その対象家族について介護休業することができる。

（介護休業の期間の変更）

- 第12条 介護休業の請求者が、介護休業開始予定日の原則として1週間前までに申出た場合は、1回に限り介護休業開始予定日を変更することができる。
- 2 介護休業をしている職員が、介護休業終了予定日の原則として2週間前までに申出た場合は、1回に限り介護休業終了予定日を変更することができる。ただし、特別の事情があると認めた場合には、複数回にわたり介護休業終了予定日を変更することができる。

（介護休業の終了）

- 第13条 介護休業終了予定日とされる日の前日までに次の各号に掲げるいずれかの事情が生じた場合は、当該事象が生じた日に介護休業は終了する。
- 一 介護休業に係る家族が死亡した場合
 - 二 介護休業に係る家族が当該職員の対象家族でなくなった場合
 - 三 当該職員が、負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、対象家族を介護するこ

とができない状態になった場合

四 当該職員が育児休業又は新たな介護休業を始めた場合

- 2 介護休業をしている職員は、前項各号に掲げる事情が生じた場合には、遅滞なく、理事長に申出なければならない。

(介護休業の特例)

第14条 介護休業の対象者のうち、特に必要がある場合は、1日を単位とする部分介護休業を取得することができる。

- 2 前項の部分介護休業の請求については、第9条から第13条の規定を準用する。この場合において、「介護休業」とあるのは「部分介護休業」と読み替えて準用する。
- 3 部分介護休業の請求者は、介護のために勤務しない日（以下「介護日」という。）を当該介護日の1週間前までに申出るものとする。

第4章 子の看護休暇

(子の看護休暇)

第15条 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員は、負傷し、又は疾病にかかった当該子の世話をするために、又は当該子に予防接種や健康診断を受けさせるために、当該子が1人の場合は1年（起算日は4月1日）につき5日、2人以上の場合は1年につき10日を限度として、子の看護休暇を取得することができる。

- 2 子の看護休暇は、半日単位で取得することができる。
- 3 子の看護休暇については、給与を支給する。

第5章 介護休暇

(介護休暇)

第16条 要介護状態にある家族の介護その他世話をする職員は、当該家族が1人の場合は1年（起算日は4月1日）につき5日、2人以上の場合は1年につき10日を限度として、介護休暇を取得することができる。

- 2 介護休暇は、半日単位で取得することができる。
- 3 介護休暇については、給与を支給する。

第6章 所定外、時間外及び深夜労働の制限

(所定外労働の制限)

第17条 3歳に満たない子を養育する職員が当該子を養育するため、又は要介護状態にある家族を介護する職員が当該家族を介護するために請求した場合には、事業の正常な運営に支障がある場合を除き、所定労働時間を超える勤務（以下「所定外労働」という。）をさせてはならない。

- 2 所定外労働の制限の請求は、1回につき、1ヶ月以上1年以内の期間（以下この条において

「制限期間」という。)について、その初日(以下この条において「制限開始予定日」という。)及び末日(以下この条において「制限終了予定日」という。)を明らかにして、理事長に請求するものとする。

- 3 所定外労働の制限の請求は、原則として、制限開始予定日の1ヶ月前までに行うものとする。
- 4 次の各号に掲げるいずれかの事情が生じた場合には、制限期間は終了するものとし、制限期間終了日は当該各号に掲げる日とする。
 - 一 家族の死亡等制限に係る子を養育又は家族を介護しないこととなった場合 当該事由が発生した日
 - 二 制限に係る子が3歳に達した場合 3歳に達した日
 - 三 請求者について、育児休業又は介護休業が始まった場合 育児休業又は介護休業の開始日の前日
- 5 前項各号に掲げる事情が生じた場合には、遅滞なく、理事長に申出なければならない。

(時間外労働の制限)

第18条 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が当該子を養育するため又は要介護状態にある家族を介護する職員が当該家族を介護するために請求した場合には、事業の正常な運営に支障がある場合を除き、制限時間(1月について24時間、1年について150時間をいう。次項について同じ。)を超えて超過勤務をさせてはならない。

- 2 前項にかかわらず次の各号の一に該当する職員からの時間外労働の制限の請求は拒むことができる。
 - 一 雇用された期間が1年未満であること
 - 二 1週間の所定労働日数が2日以下であること
- 3 時間外労働の制限の請求は、1回につき、1ヶ月以上1年以内の期間(以下この条において「制限期間」という。)について、その初日(以下この条において「制限開始予定日」という。)及び末日(以下この条において「制限終了予定日」という。)を明らかにして、理事長に請求するものとする。
- 4 時間外労働の制限の請求は、原則として、制限開始予定日の1ヶ月前までに行うものとする。
- 5 次の各号に掲げるいずれかの事情が生じた場合には、制限期間は終了するものとし、制限期間終了日は当該各号に掲げる日とする。
 - 一 家族の死亡等制限に係る子を養育又は家族を介護しないこととなった場合 当該事由が発生した日
 - 二 制限に係ることが小学校就学の始期に達した場合 子が6歳に達する日の属する年度の3月31日
 - 三 請求者について、育児休業又は介護休業が始まった場合 育児休業又は介護休業の開始日の前日
- 6 前項各号に掲げる事情が生じた場合には、遅滞なく、理事長に申出なければならない。

(深夜労働の制限)

第19条 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が当該子を養育するため又は要介護状態にある家族を介護する職員が当該家族を介護するために請求した場合には、事業の正

常な運営に支障がある場合を除き、午後10時から翌日午前5時までの間の勤務（以下「深夜労働」をいう。）をさせてはならない。

- 2 前項にかかわらず次の各号の一に該当する職員からの深夜労働の制限の請求は拒むことができる。
 - 一 雇用された期間が1年未満であること
 - 二 1週間の所定労働日数が2日以下であること
- 3 深夜労働の制限の請求は、1回につき、1ヶ月以上6ヶ月以内の期間（以下この条において「制限期間」という。）について、その初日（以下この条において「制限開始予定日」という。）及び末日（以下この条において「制限終了予定日」という。）を明らかにして、理事長に請求するものとする。
- 4 前条第4項から第6項までの規定は、この条の規定による深夜労働の制限に準用することとする。

第7章 所定労働時間の短縮措置

（勤務時間の短縮）

第20条 職員は、育児又は介護を必要とする場合には、1日の所定労働時間を短縮した勤務に就くことができる。この場合の期間及び時間については、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 小学校の始期に達するまでの子を養育する期間 1日につき3時間40分の範囲内
 - 二 要介護状態にある家族を職員が介護をするために要する期間 1日につき3時間40分の範囲内
- 2 前項第2号の期間は、利用開始の日から3年間で2回までの範囲内を限度とする。
 - 3 勤務時間の短縮の請求は、原則として次の各号に掲げる日までに行うものとする。
 - 一 育児のための勤務時間の短縮の請求 1ヶ月前
 - 二 介護のための勤務時間の短縮の請求 2週間前

第8章 不利益取扱いの禁止

（育児休業等に関するハラスメントの防止）

第21条 すべての職員は第3条～第20条の制度の申出・利用に関して、当該申出・利用する職員の就業環境を害する言動を行ってはならない。

- 2 前項の言動を行ったと認められる職員に対しては、就業規則第6章第2節懲戒の各規定に基づき、厳正に対処する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附則（平成28年12月27日）

この規程は、平成29年1月1日から施行する。